

フレッツ光コース利用規約

第1条（規約の適用）

1. フレッツ光コース利用規約（以下「フレッツ光規約」といいます。）は、サザンクロスインターネット利用規約（以下「基本規約」といいます。）の追加規約であり、基本規約と一体となって適用されます。
2. 基本規約とフレッツ光規約が抵触する場合、フレッツ光規約が優先して適用されます。

第2条（サービスの概要）

1. フレッツ光コースで提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）は、フレッツ光コース会員（以下「フレッツ光会員」といいます。）に対し、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）および西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）による地域 IP 網または NGN 網を介して当社のネットワークに接続する機能を提供するものです。
2. 本サービスの提供終了は NTT 東日本および NTT 西日本がフレッツ 光ネクストおよびフレッツ 光ライトの提供を終了する時とします。ただし、NTT 東日本および NTT 西日本の提供期間内であっても事情により予告なく短縮または提供を終了する場合があります。
3. 本サービスに付帯するサービスの内容は、別表に記載のとおりとします。
4. 本サービスの料金は、サービスメニューに記載のとおりとします。

第3条（通信品質・利用制限）

1. 会員は、本サービスの通信品質が接続状況、会員が使用する機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、あらかじめ承諾するものとします。
2. 当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。
3. 当社は、利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、会員が当社所定の基準を超過したトラフィック量を継続的に発生させることにより、本サービス用に使用する設備に過大な負荷を生じさせる行為、その他その使用もしくは運営に支障を与える場合には、本サービスの利用を制限することがあります。

第4条（料金の計算方法）

1. 当社は、利用料金を基本契約第5条1項の期間で計算し、請求するものとします。
2. フレッツ光会員が暦月の途中で利用を開始した場合、当月1日より課金するものとします。
3. フレッツ光会員は、暦月の途中で解約する場合であっても、契約満了日までの料金を支払うものとします。

第5条（光ステーションの利用に関する特則）

1. NTT 東日本が提供する「光ステーション」（公衆無線 LAN アクセスポイントサービス）の利用により、第三者が基本規約 第17条（禁止事項）に該当する行為をした場合は、当社は対象の光ステーション用機器を設置するフレッツ光会員への本サービス提供を中止することがあります。

2. NTT 東日本が提供する「光ステーション」の利用に起因して、フレッツ光会員に損害、紛争等が生じた場合は、当該フレッツ光会員が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はいつさいの責任を負いません。

第6条（規約の変更）

1. 当社は、フレッツ光会員と個別の協議をすることなくフレッツ光規約を変更することができ、フレッツ光会員は規約の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。
2. 当社は、変更後の規約をフレッツ光会員に通知します。
3. 規約が変更された場合、料金その他の提供条件、利用内容は変更後の規約によります。

付則

この規約は 2021 年 2 月 1 日より実施します。

別表：フレッツ光コース 付帯サービス

- ・本サービスは、メールアドレス 3 個(1 個当たり 10MB)が付属しています。
- ・メール ID（メールアドレスの@より前の部分）を変更する場合は、変更手数料 1,000 円/回（税別）を申し受けます。
- ・本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、当社指定のウイルスチェックソフトによるウイルスチェックが行われます。
 - (1)当社は、当社指定のウイルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様の範囲でウイルスチェック機能を提供し、あらゆるコンピュータウイルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
 - (2)本ウイルスチェック機能に起因して、フレッツ光会員またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して、当社はいつさいの責任を負いません。
 - (3)本サービスに付属するメールアドレス宛に送信される電子メールに対しては、当社指定の迷惑メール判定ソフトによる確認後、迷惑メールと判定された場合は、弊社メールサーバに一定期間保管後、削除いたします。